

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年<sup>金</sup>厚生労働省<sup>融</sup>告示第七号）

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十六～三十八 (略)</p> <p>三十九 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当し</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）、及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十六～三十八 (略)</p> <p>三十九 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当し</p>

ないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十〇七十七 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第三十九条 標準的手法採用金庫は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)に対するエクスポージャーの額(第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)  
(を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。)

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した

ないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの(一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十〇七十七 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第三十九条 標準的手法採用金庫は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)に対するエクスポージャーの額(第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)  
(を合計した額が一億円以下であること。)

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー(第四十二条に該当するもの

<p>額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>を除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	---